株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.3
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士　橋元 勉
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町３番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	平成25年5月15日
【提出日】	平成25年5月20日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	ＮＫＳＪホールディングス株式会社
証券コード	8630
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所、大阪証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・（ビー・ヴィー・アイ）・リミテッド （Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited）
住所又は本店所在地	バミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス （Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11 Bermuda）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1997年12月23日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 富山 暁子
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）			7,861,012
新株予約権証券（株）	A	－	H
新株予約権付社債券（株）	B	－	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 7,861,012
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O＋P＋Q－R－S)	T	7,861,012	
保有潜在株式の数 (A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N)	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成25年5月15日現在）	V	415,352,294
上記提出者の 株券等保有割合（%） (T／(U＋V)×100)	1.89	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	2.22	

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オービス・インベストメント・マネジメント・（ビー・ヴィー・アイ）・リミテッド、オービス・エスアイシーエーヴィ・ジャパン・エクイティ・ファンド及びオービス・エスアイシーエーヴィ・ジャパン・コア・エクイティ・ファンド間の2002年11月29日付投資一任契約（修正・再表示）

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド （Orbis Investment Management Limited）
住所又は本店所在地	バミューダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス （Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11 Bermuda）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1989年11月22日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 富山 暁子
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）			17,074,869
新株予約権証券（株）	A	－	H
新株予約権付社債券（株）	B	－	I

対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 17,074,869
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数）（O＋P＋Q－R－S）	T	17,074,869	
保有潜在株式の数（A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N）	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口）（平成25年5月15日現在）	V	415,352,294
上記提出者の株券等保有割合（%）（T／(U＋V)×100）	4.11	
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	5.00	

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・グローバル・エクイティ・ファンド・リミテッド間の1989年12月13日付投資一任契約、オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・オプティマル・エスエー・ファンド・リミテッド間の2004年12月1日付投資一任契約、グローバル・エクイティ・ファンドに関するオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・エスアイシーエーヴィ間の2004年9月20日付投資一任契約、オービス・グローバル・エクイティ・ファンド（オーストラリアで登記されている）に関するオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びエクイティ・トラスティー・リミテッド間の2005年6月28日付投資一任契約、並びにグローバル・バランスド・ファンド及びグローバル・バランスド・エスエー・ファンドに関するオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・エスアイシーエーヴィ間の2012年12月17日付投資一任契約

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第４【提出者及び共同保有者に関する総括表】

１【提出者及び共同保有者】

オービス・インベストメント・マネジメント・（ビー・ヴィー・アイ）・リミテッド
（Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited）
オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド
（Orbis Investment Management Limited）

２【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等（株・口）			24,935,881
新株予約権証券（株）	A	－	H
新株予約権付社債券（株）	B	－	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 24,935,881
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O＋P＋Q－R－S)	T	24,935,881	
保有潜在株式の数 (A＋B＋C＋D＋E＋F＋G＋H＋I＋J＋K＋L＋M＋N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成25年5月15日現在）	V 415,352,294
上記提出者の 株券等保有割合（%） (T／(U＋V)×100)	6.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	7.23

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数）（株・口）	株券等保有割合（%）
オービス・インベストメント・マネジメント・（ビー・ヴィー・アイ）・リミテッド	7,861,012	1.89
オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド	17,074,869	4.11
合　計	24,935,881	6.00